

# 平成 19 年度 事 業 報 告

## 第 1 事業の概況

当協会は、これまで簡易保険加入者の会の使命遂行に協力して加入者共同の利益と福祉の増進を図るとともに、簡易生命保険事業の普及発達及びラジオ体操・みんなの体操の普及に寄与するための事業を実施してきました。しかしながら、郵政民営分社化の実施、公益法人制度改革法の公布、改正保険業法の施行等々、当協会を取り巻く経営環境は著しく変化しています。平成 19 年度においては、これらに適切に対応していくため事業の在り方についての検討も行いながら、一般公益事業をはじめ各事業の運営及び施策等を次のとおり実施しました。

なお、平成 19 年 10 月 1 日の郵政民営・分社化の実施に伴い、同日付で寄附行為を変更し、当協会の目的から「簡易生命保険事業の普及発達への寄与」を削除するとともに、事業内容から「簡易生命保険事業の普及活動に対する協力」、「簡易生命保険に関する刊行物の出版及びあっせん」及び「簡易生命保険事業に従事する職員の教育支援」を削除し、教育事業を平成 19 年度末で廃止しました。

### 1 一般公益事業

簡易保険加入者の会の使命遂行及びラジオ体操・みんなの体操の普及等に貢献するために、次の施策を行いました。

#### (1) 簡易保険加入者の会の事務処理

平成 19 年度は、6 月から 7 月にかけて全国 65 の県（地区）連合加入者の会会議の開催事務を行いました。しかし、地方連合及び中央連合加入者の会会議については、17、18 年度に引き続き開催は見送られました。

また、郵政民営分社化に伴い、簡易生命保険法が廃止され、民営化前の簡易生命保険の既契約は独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構（以下「管理機構」という。）に承継され（株）かんぽ生命保険（以下「かんぽ会社」という。）は新たな生命保険事業を営むことになりました。管理機構及びかんぽ会社の方針により、「加入者の会」を建議・意見具申機関としては位置づけないことになりましたが、引き続き加入者としての意見要望を関係機関等に伝えるとともに、簡易生命保険に関する情報を加入者にお知らせしていくため、「加入者の会」は当面存続することになりました。

その後の活動としては、単位会の会長を対象に「簡易生命保険を中心に郵政民営化後のお客様のご意見、ご要望を伺うアンケート」を実施し、寄せられたご意見・ご要望については関係機関等に情報提供しました。

また、ホームページをリニューアルし、上記アンケート結果の概要や簡易生命保険に関する情報を会員に提供するとともに、会員の皆様からの声を随時お寄せいただけるようにしました。

アンケート実施時期：平成 20 年 1 月

調査依頼数：2,132人

回収数：1,195人

(2) 簡易保険に関する調査・研究及び助成

平成 19 年度においては、「保険業界のコンプライアンスの取組み」についての調査研究を部外専門機関に委託して実施しました。その成果については、当協会本部に備え閲覧に供するとともに、要旨をホームページに掲載しました。

また、例年（財）かんぽ財団と共同して、簡易保険・生命保険等に関する調査・研究を行う学者・実務家等に対し助成を行っており、平成 19 年度は 34 人（前年度 36 人）の応募者があり、助成対象者は 20 人（前年度 19 人）となっています。

(3) 簡易生命保険事業の普及活動に対する支援

郵政部内・部外を対象とした講演会、セミナー等に、簡易生命保険事業に深い理解を有する有識者及び卓越した簡易保険の営業の能力を有する経験者を講師として派遣しました。本施策は寄附行為の変更に伴い 9 月末で終了しました。

講師派遣状況

派遣会場数 9 会場（参加者総数 2,766 人）

派遣講師数 延 9 人

(4) 簡易生命保険事業功労者の顕彰

平成 19 年度は、簡易保険加入者の会 10 人、郵政部内職員 8 人、ラジオ体操関係者及び学識経験者等 5 人計 23 人の方々に「簡易保険特別功労賞」を贈呈しました。

制定以来 40 回を数え、平成 19 年度までに 603 人（郵政部内の方 281 人、郵政部外の方 322 人）の方々に贈呈しています。

なお、郵政民営分社化に伴い、「簡易保険特別功労賞」の今後の在り方について検討していくこととしています。

(5) ラジオ体操・みんなの体操普及推進事業

ラジオ体操・みんなの体操の一層の普及推進を図るため、平成 19 年度は以下の活動を行いました。

ア ラジオ体操・みんなの体操指導者を育成するため、以下の施策を推進しました。

(ア) (社) 全国子ども会連合会と連携し、地方における子ども会指導者等に対して

ラジオ体操・みんなの体操講習会を 2 会場（北海道千歳市、岐阜県羽島市、約 340 人参加）で実施しました。講習会を修了した指導者は、今後それぞれの地域の子ども会においてラジオ体操を指導していただくことにしています。

(イ) 平成 19 年度から、小学校教員を対象とした講習会に講師を派遣することとし、世田谷区、墨田区で実施しました。

(ウ) 全国ラジオ体操連盟公認指導者資格認定試験は、3 回目を迎え、名古屋（10 月 28 日）、東京（11 月 4 日）、仙台（11 月 11 日）の 3 会場で行われ、これらに対して支援をしました。

イ 地方自治体と連携して、ラジオ体操・みんなの体操講習会を埼玉県鶴ヶ島市、神奈川県相模原市、群馬県高崎市の3市で各3～5日間実施しました。

ウ 高齢化社会の進展に伴い、高齢者の健康増進に関心が高まっていることから、「高齢者福祉施設でのラジオ体操・みんなの体操の普及状況等」について調査を実施しました。

エ 全国ラジオ体操連盟に対して普及活動費を助成しました。

オ 全国ラジオ体操連盟事務局として、連盟機関誌の発行（9月）、連盟の理事会・評議員会の開催（5月）、資格認定試験の実施（10月～11月）、日本郵政公社（当時）、NHK及び連盟共催による夏期巡回・特別巡回ラジオ体操・みんなの体操会の実施（4月～9月）等に係る事務を行いました。

## 2 教育事業

簡易生命保険事業の普及発達に寄与するため、平成19年度は次のとおり取り組みました。

### (1) 通信教育の実施

F P技能士国家資格取得のための「F P技能士チャレンジ講座」を開講しました。

- ・ 平成19年9月受験コースは、郵政大学校が主宰する「自己啓発講座」の一環として、3級講座及び2級・AFP講座を開講。

- ・ 3級 234人受講

- ・ 2級・AFP 109人受講

- ・ 平成20年1月受験コースは、協会が独自に受講生を募集して開講。

- ・ 3級 77人受講

- ・ 2級・AFP 261人受講

### (2) 定期刊行物の発行

簡易保険事業関係職員の総合月刊誌「保険展望」等を発行しました。

- ・ 保険展望 23,000部/月（4月～9月）

- ・ KAMPO SALES 10,300部/回（6月、8月、10月）

- ・ ラルゴ 15,000部/回（夏号、秋号）

## 3 災害見舞事業

平成19年度においては、保険料払込団体の整備による集金受託量の減少に伴う出張所の統廃合が進む中で、寄金収入の経営目標額121億3,000万円に対して112億2,774万円、推進率92.6%で、金額にして9億226万円不足しました。

一方、見舞金の贈呈についても、大規模な災害の発生が少なかったため、31億1,300万円の支払にとどまり、当初見込額を16億8,700万円下回りました

以上のほか、経費の節減等に努めた結果、37億3,653万円を新たに特別危険準備金へ組み入れ、累計額では284億5,258万円となりました。

これらの具体的な取組みは次のとおりです。

### (1) 事業基盤の確立

出張所の統廃合に伴い、出張所に代わる事業運営拠点として見舞事務局を設置してきました。平成19年度は、新たに協会直営の見舞事業専門の拠点として見舞営

業所を9所設置したほか、業務委託機関である見舞事務局を41局増設置しました。

一方、小規模業務委託機関である未受託事務局については、業務管理上の観点から一部地域を除き、平成20年3月末までに廃止し、引き続いて平成20年6月までには全廃する予定です。

それにより、平成19年度末現在の出張所・見舞営業所は150所（前年度末221所）、見舞事務局は228局（前年度末194局）となり、参与については5,109人（前年度末6,119人）となりました。

## (2) コンプライアンス、個人情報保護の徹底

ア 業務取扱手続の見直し、寄金書や寄金預り証等の引き上げ監査の徹底、一人事務局に対する監査の実施、全参与研修の実施、未継続寄金者に対するアンケートの実施等を行い、事業に対する寄金者の信頼確保に努める取組みを強化しました。

イ また、寄金受理関係事故防止のため、「寄金申込み事務マニュアル」を作成するとともに、「参与取扱いの手引き」の改訂を行い、職員及び募金参与の正規取扱を励行し、寄金受理関係の事故防止の強化を図りました。

ウ 更に、運営拠点の整理・統合など運営体制の見直しを行いました。

## (3) 将来の経営形態の検討

平成18年4月に施行された改正保険業法、同年6月に公布され今年12月に施行される公益法人制度改革三法に関連し、今後の災害見舞事業の経営形態、事業の在り方について検討を進めているところです。

## 4 集金等受託事業

集金等受託事業は、公社の急速かつ大規模な払込団体整備改善実施の影響により、受託保険料収入はここ数年大幅に減少していますが、平成19年度においても、大幅な出張所の統廃合、職員の減員等の合理化施策を実施するとともに、経費の効率的な使用を積極的に促進し、健全な事業運営の維持に努めました。

その結果、平成19年度における事業運営状況は次のとおりです。

一方、こうした急激で著しい事業規模の縮小による厳しい事業運営の現状を踏まえ、今後の事業運営のあり方を検討するため、事業運営見通しのシミュレーションを実施し、事業の継続可能性の分析を行いました。

(1) 受託事業の規模は、平成19年度末現在、受託件数108万件(前年度157万件)、受託保険料211億9,200万円（前年度299億3,000万円）であり、前年同期比では件数、保険料ともに約3割の減少となりました。

(2) 事業所等の組織状況は、平成19年度末現在、出張所数141所（前年度221所）、職員数288人（前年度413人）であり、前年度比では出張所が4割弱、職員数が2割強の減少となっています。

これは、各地方本部が、事業の合理化施策として本年度も出張所の大幅な統廃合に積極的に取り組むとともに、事務量に見合った適正な職員配置に努めたことによるものです。

- (3) 平成19年度の事業損益については、収益が52億9,200万円（前年度94億3,300万円）、費用は54億4,900万円（前年度84億4,800万円）となり、当期一般正味財産増減額は1億5,700万円のマイナスとなりました。
- (4) 事業運営見通しについては、シミュレーションを行い事業の継続可能性を検討したところ、平成20年度以降は赤字運営が見込まれ、事業安定化積立金等として保有している正味財産資金を補填して事業を継続したとしても、平成21年度が事業運営の限界年度であるという結果であったことから、3月の理事会、評議員会において「受託事業は平成22年3月末をもって事業を廃止することとして今後の事業運営にあたる」とする平成20年度事業計画書の議決を得たところです。
- (5) 平成19年1月末に確定した納税還付金19億9,100万円については、19年3月から6月の間に、返還処理経費（返還金等の郵送料、発送代行業者請負費等）及び返還郵便物事故戻り金である4億円を控除した15億9,100万円を、納税当時に委託契約を締結していた払込団体（当該払込団体が解散している場合は、所属していた旧会員）に返還しました。
- (6) コンプライアンスの徹底のため、行事費積立金に関して、地方本部管理の促進や、出張所で管理している行事費積立金の管理強化を図りました。

## 5 コンプライアンス徹底への取組み

コンプライアンスを徹底し、事故犯罪・不祥事件等の発生を防止するため、コンプライアンス強化推進本部を設置し、コンプライアンス強化のための最重点項目を設定し実施しました。主なものは次のとおりです。

### (1) コンプライアンス強化月間の設定

協会本部役職員の意識改革を図るため、9～10月をコンプライアンス強化月間とし、コンプライアンスに関する意識・理解度調査アンケートを行うとともに、コンプライアンス・セミナーの開催及びコンプライアンス通信教育の受講等を実施しました。

### (2) 全受託者等を対象とした特別研修の実施

10月から12月にかけて全受託者を対象とし、個人情報保護管理関係を中心とした特別研修を実施しました。

### (3) 「お客さまの声」対応基本方針の制定

お客さまの声（苦情）を吸収・活用する仕組みを拡充・強化するため、「「お客さまの声」対応基本方針」を制定し、「すべての事業において、お客さまの声を真摯に受け止め、いただいた声を業務向上の品質に活かし、真に信頼される協会を目指す」との理念を示すとともに、具体的方策を明定しました。

#### (4) 公益通報窓口の新設

公益通報窓口(法令違反及び企業倫理に反する行為等に関する通報の受付窓口(コンプライアンスヘルプライン室))を新設し、公益通報者保護法に沿った「コンプライアンス相談・通報窓口運営要領」を定め、コンプライアンス推進体制の充実を図りました。

#### (5) 内部監査の充実

地方本部、出張所・見舞営業所に対する監査に加えて、見舞代理店及び見舞事務局に対する指導状況の監査を対象にする等、コンプライアンス確保の観点からの監査を強化しました。

## 第2 会議の開催

財団法人簡易保険加入者協会寄附行為第22条により、評議員会、理事会を次のとおり開催しました。

### 1 評議員会

開催回	開催年月日 開催場所	議 事	参 考
第165回	H19.6.19 ゆうぼうと	○議案 第1号：平成18年度事業報告書(案) 第2号：平成18年度決算報告書(案) 第3号：寄附行為の一部変更(案) 第4号：監事の選任(案)	・議案はいずれも全員賛成(書面表決を含む。)で承認された。 ・26名中、19名出席(7名は書面表決)
第166回	H19.6.22 書面表決	○議案：理事の選任 理事1名の退任に伴い理事1名を選任	・議案は全員賛成で承認された。
第167回	H19.7.18 書面表決	○議案：役員を選任 任期満了に伴い、会長、理事15名、監事1名を再任	・議案は全員賛成で承認された。
第168回	H19.9.12 書面表決	○議案 第1号：寄附行為の一部変更(案) 第2号：災害見舞規約の一部改正(案)	・議案はいずれも全員賛成で承認された。
第169回	H20.3.21 ゆうぼうと	○議案 第1号：平成19年度収支予算書の一部変更(案) 第2号：平成20年度事業計画書(案) 第3号：平成20年度収支予算書(案) ○説明事項 ・平成19年度事業運営状況等について	・議案はいずれも全員賛成(書面表決を含む。)で承認された。 ・26名中、21名出席(5名は書面表決)

## 2 理事会

開催回	開催年月 日 開催場所	議 事	参 考
第1回	H19.6.19 ゆうぼう と	○議案 第1号：平成18年度事業報告書（案） 第2号：平成18年度決算報告書（案） 第3号：寄附行為の一部変更（案）	・議案はいずれも全員賛成（書面表決を含む。）で承認された。 ・19名中、17名出席（2名は書面表決）
第2回	H19.7.1 書面表決	○議案 理事長の互選	・高橋理事長の辞任に伴い池田仁が新理事長に選任された。
第3回	H19.7.24 書面表決	○議案 評議員の委嘱（19.7.31の評議員任期満了に伴い、新たに委嘱。再任25名、新任1名。）	・議案は全員賛成で承認された。
第4回	H19.8.1 書面表決	○議案 理事長及び専務理事の互選 ・ 理事長候補者 池田 仁（再任） ・ 専務理事候補者 村山悦夫（再任）	・理事の中から、互選により選任された。
第5回	H19.9.12 書面表決	○議案 第1号：寄附行為の一部変更（案） 第2号：災害見舞規約の一部改正（案）	・議案はいずれも全員賛成で承認された。
第6回	H20.3.19 パストラ ル	○議案 第1号：平成19年度収支予算書の一部変更（案） 第2号：平成20年度事業計画書（案） 第3号：平成20年度収支予算書（案） ○説明事項 ・平成19年度事業運営状況等について	・議案はいずれも全員賛成（書面表決を含む。）で承認された。 ・15名中12名出席（3名は書面表決）

## 保険料払込団体元会員の皆さまへのお知らせ

平成19年5月10日

(財)簡易保険加入者協会(以下「当協会」といいます。)は、簡易保険の保険料払込団体(以下「払込団体」といいます。)から委託を受けて払込団体に所属する会員の皆さまの保険料を集金する業務(以下「集金業務」といいます。)を行っており、この集金業務に係る事業について法人税等を税務署に納付していますが、このたび、平成12事業年度から16事業年度(以下「当該年度」といいます。)の納税額の一部が当協会に還付されました。

当該年度においては、払込団体との集金業務に関する委託契約に基づいて払込団体から集金業務に必要な経費相当額の支払を受け、事業年度末に余剰金が生じたときは払込団体に返戻する方法により集金業務を運営しておりましたことから、このたびの納税還付金は集金業務において生じた余剰金として処理し、当該年度に当協会と委託契約を締結していた払込団体に返戻することといたしました。

しかし、返戻対象となる払込団体が既に解散をしている場合は、その払込団体に返戻することができないため、解散した払込団体に所属していた元会員の皆さまに、当該年度期間中に集金させていただいた保険料に応じて算出した金額を為替証書及び郵便切手の組合せ等の方法により郵送にて返還させていただくこととし、現在、その返還処理を行っているところですが、集金先住所の移転等により当協会に戻ってくる郵便物が出ております。

つきましては、平成12年度から平成16年度の期間の各年度末においては、当協会から保険料の集金に伺わせていただいていたましたが、現在は所属されていた払込団体が解散していることから、集金に伺わなくなっている払込団体の元会員の皆さまの中で、当協会から返還にかかる郵便物が送付されていない場合は、大変恐縮ですが当協会(受託事業部)へご照会くださるようお願い申し上げます。

ご照会がありましたときは、当協会では返還額の有無を調査し、該当することが判明した元会員の皆さま(元会員の相続人を含みます。)には、照会の際にご指示いただきました住所に再送させていただきます。